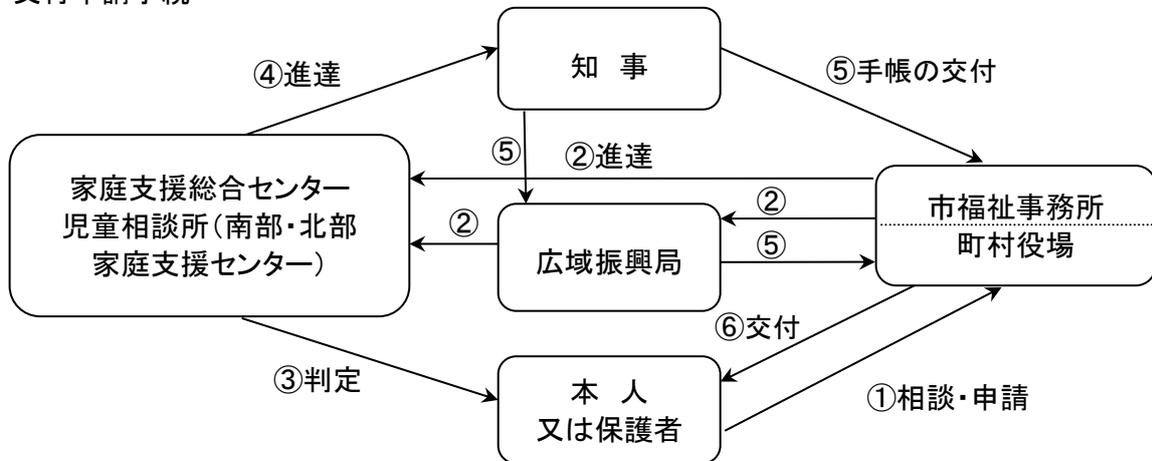


(2) 療育手帳の交付

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA(重度)及びB(中度、軽度)に区分されます。

● 交付申請手続



交付申請書は、市福祉事務所・町村役場にあります。
交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

● 再判定・再交付等申請手続

再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。
再交付	紛失、破損又は余白がなくなったときは、再交付の申請をしてください。
記載事項の変更	手帳の記載事項に変更が生じたときは、「療育手帳変更届」を提出してください。 転居の場合は、新しい居住地で届けてください。 他府県へ転出される場合は、転出前の居住地にも届出が必要です。(他府県へ転居された場合も、転居先で手帳住所の訂正又は新しい手帳の交付が行われます。)

● 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合又は、対象事項に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。
(他府県で新しい手帳の交付を受けられた場合は、その府県の指示に従ってください。)